

橋本市規則第 32 号

橋本市営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり公布する。

令和 8 年 7 月 17 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

橋本市営住宅設置及び管理条例施行規則(平成 18 年橋本市規則第 167 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(入居の申込み) 第 2 条 略 2 前項の市営住宅入居申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、入居しようとする者及び同居しようとする者全員からの<u>調査同意書(様式第 1 号の 2。以下「同意書」という。)</u>の提出によって、入居しようとする者及び同居しようとする者全員の収入を調査し確認することが出来る場合は第 1 号の書類の添付を、入居しようとする者の地方税の滞納がないことを調査し確認することが出来る場合は第 3 号の書類の添付を、それぞれ省略することができる。 (1)～(5) 略 3 略 (同居の承認) 第 9 条 略 2 前項の市営住宅同居承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、同居させようとする者からの<u>同意書</u>の提出によって、同居させようとする者の収入を調査し確認することが出来る場合は第 1 号の書類の添付を省略することができる。 (1)～(3) 略 3・4 略 (入居の承継) 第 12 条 略 2 前項の市営住宅入居承継承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、承継人及びその同居者全員からの<u>同意書</u>の提出によって、承継人及びその同居者全員の収入を調査し確認することが出来る場合は第 3 号の書類の添付を省略することができる。	(入居の申込み) 第 2 条 略 2 前項の市営住宅入居申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、入居しようとする者及び同居しようとする者全員からの入居調査同意書(様式第 1 号の 2)の提出によって、入居しようとする者及び同居しようとする者全員の収入を調査し確認することが出来る場合は第 1 号の書類の添付を、入居しようとする者の地方税の滞納がないことを調査し確認することが出来る場合は第 3 号の書類の添付を、それぞれ省略することができる。 (1)～(5) 略 3 略 (同居の承認) 第 9 条 略 2 前項の市営住宅同居承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、同居させようとする者からの同居承認調査同意書(様式第 9 号の 2)の提出によって、同居させようとする者の収入を調査し確認することが出来る場合は第 1 号の書類の添付を省略することができる。 (1)～(3) 略 3・4 略 (入居の承継) 第 12 条 略 2 前項の市営住宅入居承継承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、承継人及びその同居者全員からの入居承継承認調査同意書(様式第 12 号の 2)の提出によって、承継人及びその同居

(1)～(4) 略 3・4 略 (収入の申告等) 第 13 条 略 2 前項に規定する申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、入居者及び同居者全員からの<u>同意書</u>の提出によって、入居者及び同居者全員の収入を調査し確認することが出来る場合は第 1 号の書類の添付を省略することができる。 (1)～(3) 略 3 略 (家賃及び敷金の減免、徴収猶予、還付及び充当) 第 16 条 略 2 前項の市営住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、入居者及びその同居者全員からの家賃、<u>同意書</u>の提出によって、入居者及びその同居者全員の収入を調査し確認することが出来る場合は第 1 号の書類の添付を省略することができる。 (1)～(3) 略 3 略 4 過誤納に係る家賃その他の徴収金(以下「過誤納金」という。)がある、これを当該入居者に還付充当通知書(<u>様式第 16 号の 2</u>)により通知し、還付する。 5 略	者全員の収入を調査し確認することが出来る場合は第 3 号の書類の添付を省略することができる。 (1)～(4) 略 3・4 略 (収入の申告等) 第 13 条 略 2 前項に規定する申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、入居者及び同居者全員からの<u>調査同意書(様式第 13 号の 2)</u>の提出によって、入居者及び同居者全員の収入を調査し確認することが出来る場合は第 1 号の書類の添付を省略することができる。 (1)～(3) 略 3 略 (家賃及び敷金の減免、徴収猶予、還付及び充当) 第 16 条 略 2 前項の市営住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、入居者及びその同居者全員からの家賃、<u>敷金減免等調査同意書(様式第 16 号の 2)</u>の提出によって、入居者及びその同居者全員の収入を調査し確認することが出来る場合は第 1 号の書類の添付を省略することができる。 (1)～(3) 略 3 略 4 過誤納に係る家賃その他の徴収金(以下「過誤納金」という。)がある、これを当該入居者に還付充当通知書(<u>様式第 16 号の 3</u>)により通知し、還付する。 5 略
---	--

様式第 1 号の 2 を次のように改める。

様式第 9 号の 2、様式第 12 号の 2、様式第 13 号の 2 及び様式第 16 号の 2 を削り、様式第 16 号の 3 を様式第 16 号の 2 とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 7 月 17 日から施行する。